

ショートステイ えみの里 ご利用のご案内

1、ご契約時に必要な書類

- 介護保険被保険者証(写し) ○ 後期高齢者医療被保険者証(写し) ○ 印鑑
- 診療情報提供書（主治医が大森医院ではない場合） ○ 郵便局通帳・印鑑（引落しの場合）

2、ご利用時に必要な書類・物品

- 薬(利用日数分・分包をお願いします) ○ 連絡ノート(在宅サービスご利用の方)
- 衣 類：下着(3組)・パジャマ(3組)・普段着(3組)・靴下(3組)・上履きなど
- 日用品：歯ブラシ・歯磨き粉・コップ・ティッシュ・タオル(3枚)・バスタオル(1枚)・髭剃りなど
(ご本人が日常生活で使用する物をお持ち下さい)

※ オムツ代はいただきません(オムツは施設にあるものを使用させていただきます。)

※ お持ちになる物には、必ず名前を記入してください

3、ショートステイ利用料金

	基本単位	機能訓練 体制加算	サービス提供 体制強化 加算(I)	夜勤職員 体制加算 (II)	介護職員処 遇改善加算 (I)※	特定処遇 改善加算 (I)	一日の自己負担	
							1割負担	2割負担
要支援1	523円	12円	22円	—	46円	15円	618円	1,236円
要支援2	649円	12円	22円	—	57円	18円	758円	1,516円
要介護1	696円	12円	22円	18円	62円	20円	830円	1,660円
要介護2	764円	12円	22円	18円	68円	22円	906円	1,812円
要介護3	838円	12円	22円	18円	74円	24円	988円	1,976円
要介護4	908円	12円	22円	18円	80円	26円	1,066円	2,132円
要介護5	976円	12円	22円	18円	85円	28円	1,141円	2,282円
送迎加算	184円(片道)				15円	5円	204円	408円

*所得に応じて3割負担あり

- ※ 介護職員処遇改善加算(I)の金額は目安です。月の利用単位数の8.3%が加算されます。
- ※ 介護職員等特定処遇改善加算(I)の金額は目安です。月の利用単位数の2.7%が加算されます。
- ※ サービス提供体制強化加算と介護職員処遇改善加算は単位計算には含まれません。

- 食材料費：入居者に提供する食事の材料費・調理費にかかる費用です。
食事は栄養並びに入居者の状況や嗜好を考慮します。入居者の生活を尊重した適切な時間に提供します。また、入居者の希望の場所で召し上がっていただきます。
その料理に適した温度でいつでも暖かい食事を提供します。

(食 事 料 金) 朝食代→395円 昼食代→525円 夕食代→525円
(食事目安時間) 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

介護保険負担限度額認定証を提示の方(区分支給限度内に限り)

負 担 限 度 額 (食材料費)			
利用者負担1段階	利用者負担2段階	利用者負担3段階①	利用者負担3段階②
300円/日	390円/日	1,000円/日	1,300円/日

- 治療食加算： 1食あたり 8円

医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食・肝臓病食・腎臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・高脂血症食痛風食及び特別な場合の検査食

- 在宅中重度者受入加算：ショートステイ利用中に訪問看護サービスを受けた場合
1日あたり 425円
- 認知症の行動・心理症状緊急対加算：緊急にショートステイが必要であると医師が判断した場合
1日あたり 200円（入所から7日間を上限）
- 緊急短期入所受入加算：緊急にショートステイが必要であると介護支援専門員が判断した場合
1日あたり 90円（入所から7日間を上限）
- 若年性認知症対策加算：ショートステイを若年性認知症の方が利用された時、個別に担当者を決め、その利用者を中心にサービス提供する場合
1日あたり 120円
- 滞在費：室料＋光熱水費相当
1日あたり 1,220円

介護保険負担限度額認定証を提示の方（区分支給限度内に限り）

負担限度額（滞在費）		
利用者負担1段階	利用者負担2段階	利用者負担3段階
820円/日	820円/日	1,220円/日

- その他の自己負担
 - 特別な食事・・・・・・・・・・・・・ 実費
 - 理美容代・・・・・・・・・・・・・・・・ 2,000円（1回）
 - テレビレンタル代・・・・・・・・・・ 100円（1日）※持込みの場合は無料

4、利用の中止、変更、追加

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%または20% （自己負担相当額）
利用日に自宅まで迎えに行ったが送迎車に乗らなかった場合	1,000円

5、利用料の支払い方法

毎月1日～月末で利用料を計算し、翌月15日頃までに前月分の請求をいたします。

- 郵便局の口座引き落とし（毎月20日）
- 事業所窓口での現金払い

6、そ の 他

- 医療機関への受診はご家族様の対応となります。
- 介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを利用する場合、支給限度額を超えた部分は全額自己負担になります。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更いたします。

◎その他、お気軽にご相談ください。

ショートステイ担当： 安 洋祐
☎：0294-70-7151